

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正
する条例案要綱

1 改正の理由

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例(平成24年滋賀県条例第69号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要


- (1) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正による案内標識の番号の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

●標識令の一部改正に伴う県条例「滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例」および付則の改正を実施する。

■政省令の改正概要(標識の追加)

- 「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口」、「高速道路番号」の2種類の標識が追加
- 標識の追加に伴い、一部の標識「番号」が振り替え (⇒ 条例における標識番号との不整合が発生)

(標識令)

旧種類	旧番号	新種類	新番号
	(追加)	サービス・エリア又は 駐車場から本線への 入口 	<u>117</u> の2
登坂車線	117の <u>2</u> -A	登坂車線	117の <u>3</u> -A
	117の <u>2</u> -B		117の <u>3</u> -B
	(追加)	高速道路番号 	<u>118</u> の3
総重量限度緩和指定道路	118の <u>3</u> -A	総重量限度緩和指定道路	118の <u>4</u> -A
	118の <u>3</u> -B		118の <u>4</u> -B
高さ限度緩和指定道路	118の <u>4</u> -A	高さ限度緩和指定道路	118の <u>5</u> -A
	118の <u>4</u> -B		118の <u>5</u> -B
	118の <u>4</u> -C		118の <u>5</u> -C
	118の <u>4</u> -D		118の <u>5</u> -D

(条例) ... 標識の寸法や文字の大きさを設定している標識のみ条例化

旧種類	旧番号	新種類	新番号
登坂車線	117の2-A	登坂車線	117の3-A
	117の2-B		117の3-B
総重量限度緩和指定道路	118の3-A	総重量限度緩和指定道路	118の4-A
	118の3-B		118の4-B
高さ限度緩和指定道路	118の4-A	高さ限度緩和指定道路	118の5-A
	118の4-B		118の5-B
	118の4-C		118の5-C
	118の4-D		118の5-D

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例新旧対照表

旧	新																						
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(道路標識の寸法)</p> <p>第3条 道路法第45条第3項の条例で定める道路標識の寸法は、別表のとおりとする。</p> <p>2 別表に定めるもののほか、道路標識の寸法について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>1 案内標識</p> <p>(1) 標示板の寸法ならびに文字および記号の大きさは、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 75%;">寸法ならびに文字および記号の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">登坂車線</td> <td style="text-align: center;">117の2-A</td> <td>標示板の寸法は、縦60センチメートル、横160センチメートルとし、文字の大きさは、20センチメートル(ローマ字にあつては、10センチメートル)とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">117の2-B</td> <td>標示板の寸法は、縦90センチメートル、横240センチメートルとし、文字の大きさは、30センチメートル(ローマ字にあつては、15センチメートル)とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	番号	寸法ならびに文字および記号の大きさ		(省略)		登坂車線	117の2-A	標示板の寸法は、縦60センチメートル、横160センチメートルとし、文字の大きさは、20センチメートル(ローマ字にあつては、10センチメートル)とする。	117の2-B	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横240センチメートルとし、文字の大きさは、30センチメートル(ローマ字にあつては、15センチメートル)とする。	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(道路標識の寸法)</p> <p>第3条 道路法第45条第3項の条例で定める道路標識の寸法は、別表のとおりとする。</p> <p>2 別表に定めるもののほか、道路標識の寸法について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>1 案内標識</p> <p>(1) 標示板の寸法ならびに文字および記号の大きさは、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 75%;">寸法ならびに文字および記号の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">登坂車線</td> <td style="text-align: center;">117の3-A</td> <td>標示板の寸法は、縦60センチメートル、横160センチメートルとし、文字の大きさは、20センチメートル(ローマ字にあつては、10センチメートル)とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">117の3-B</td> <td>標示板の寸法は、縦90センチメートル、横240センチメートルとし、文字の大きさは、30センチメートル(ローマ字にあつては、15センチメートル)とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	番号	寸法ならびに文字および記号の大きさ		(省略)		登坂車線	117の3-A	標示板の寸法は、縦60センチメートル、横160センチメートルとし、文字の大きさは、20センチメートル(ローマ字にあつては、10センチメートル)とする。	117の3-B	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横240センチメートルとし、文字の大きさは、30センチメートル(ローマ字にあつては、15センチメートル)とする。
種類	番号	寸法ならびに文字および記号の大きさ																					
	(省略)																						
登坂車線	117の2-A	標示板の寸法は、縦60センチメートル、横160センチメートルとし、文字の大きさは、20センチメートル(ローマ字にあつては、10センチメートル)とする。																					
	117の2-B	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横240センチメートルとし、文字の大きさは、30センチメートル(ローマ字にあつては、15センチメートル)とする。																					
種類	番号	寸法ならびに文字および記号の大きさ																					
	(省略)																						
登坂車線	117の3-A	標示板の寸法は、縦60センチメートル、横160センチメートルとし、文字の大きさは、20センチメートル(ローマ字にあつては、10センチメートル)とする。																					
	117の3-B	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横240センチメートルとし、文字の大きさは、30センチメートル(ローマ字にあつては、15センチメートル)とする。																					

	(省略)	
総重量限度緩和指定道路	118の3-A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦50センチメートル、横37.5センチメートルとする。
	118の3-B	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦50センチメートル、横37.5センチメートルとする。
高さ限度緩和指定道路	118の4-A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の4-B	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の4-C	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の4-D	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	(省略)	

	(省略)	
総重量限度緩和指定道路	118の4-A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦50センチメートル、横37.5センチメートルとする。
	118の4-B	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦50センチメートル、横37.5センチメートルとする。
高さ限度緩和指定道路	118の5-A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の5-B	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の5-C	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118の5-D	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	(省略)	

<p>高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、入口の方向、入口の予告、著名地点(114-B)、非常電話、待避所、非常駐車帯、駐車場、登坂車線、都道府県道番号、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路(118の4-Aおよび118の4-B)、道路の通称名およびまわり道を表示するもの以外のもの(以下「その他道路の案内標識」という。)</p>	<p>文字の大きさは、次の各号に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大きさ(ローマ字にあつてはその2分の1の大きさ、道路の通称名を表示する文字にあつてはその0.6倍の大きさ)とする。</p> <p>(1) 70キロメートル毎時以上 30センチメートル</p> <p>(2) 40キロメートル毎時、50キロメートル毎時または60キロメートル毎時 20センチメートル</p> <p>(3) 30キロメートル毎時以下 10センチメートル</p>
---	--

- (2) 標示板の縁、縁線および区分線の太さは、次に掲げるとおりとする。
- ア 縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、待避所、駐車場およびまわり道(120-B)を表示するものについては9ミリメートル、都道府県道番号(118の2-A)、総重量限度緩和指定道路(118の3-Aおよび118の3-B)および高さ限度緩和指定道路(118の4-Aおよび118の4-B)を表示するものについては16ミリメートル、登坂車線を表示するものについては10ミリメートル、都道府県道番号(118の2-Bおよび118の2-C)および道路の通称名を表示するものについては8ミリメートル、まわり道(120-A)を表示するものについては40ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。
- イ 縁線および区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

2 省略

3 補助標識のうち、注意事項(510)の標示板(安全速度を表示するものに限

<p>高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、入口の方向、入口の予告、著名地点(114-B)、非常電話、待避所、非常駐車帯、駐車場、登坂車線、都道府県道番号、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路(118の5-Aおよび118の5-B)、道路の通称名およびまわり道を表示するもの以外のもの(以下「その他道路の案内標識」という。)</p>	<p>文字の大きさは、次の各号に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大きさ(ローマ字にあつてはその2分の1の大きさ、道路の通称名を表示する文字にあつてはその0.6倍の大きさ)とする。</p> <p>(1) 70キロメートル毎時以上 30センチメートル</p> <p>(2) 40キロメートル毎時、50キロメートル毎時または60キロメートル毎時 20センチメートル</p> <p>(3) 30キロメートル毎時以下 10センチメートル</p>
---	--

- (2) 標示板の縁、縁線および区分線の太さは、次に掲げるとおりとする。
- ア 縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、待避所、駐車場およびまわり道(120-B)を表示するものについては9ミリメートル、都道府県道番号(118の2-A)、総重量限度緩和指定道路(118の4-Aおよび118の4-B)および高さ限度緩和指定道路(118の5-Aおよび118の5-B)を表示するものについては16ミリメートル、登坂車線を表示するものについては10ミリメートル、都道府県道番号(118の2-Bおよび118の2-C)および道路の通称名を表示するものについては8ミリメートル、まわり道(120-A)を表示するものについては40ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。
- イ 縁線および区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

2 省略

3 補助標識のうち、注意事項(510)の標示板(安全速度を表示するものに限

る。)の寸法は、1辺30センチメートルとする。

注1 寸法

(1)～(4) 省略

(5) 高速道路等以外の道路に設置する駐車場、都道府県道番号(118の2-A)、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路(118の4-Aおよび118の4-B)およびまわり道(120-A)を表示する案内標識ならびに警戒標識については、道路の形状または交通の状況により必要があると認められる場合にあつては、その寸法(前号の規定により横の長さを拡大する場合にあつては、拡大した後の寸法)を1.3倍、1.6倍または2倍に、それぞれ拡大することができる。

(6)～(8) 省略

2 省略

る。)の寸法は、1辺30センチメートルとする。

注1 寸法

(1)～(4) 省略

(5) 高速道路等以外の道路に設置する駐車場、都道府県道番号(118の2-A)、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路(118の5-Aおよび118の5-B)およびまわり道(120-A)を表示する案内標識ならびに警戒標識については、道路の形状または交通の状況により必要があると認められる場合にあつては、その寸法(前号の規定により横の長さを拡大する場合にあつては、拡大した後の寸法)を1.3倍、1.6倍または2倍に、それぞれ拡大することができる。

(6)～(8) 省略

2 省略